

福岡県国土利用計画審議会（第14期第3回）議事要旨

日時：平成29年2月8日（水）

場所：県庁 特9会議室

○開 会

○議題1 平成28年度福岡県土地利用基本計画の変更（案）について

（事務局）

変更案について説明

（会 長）

何かご質問・ご意見はないか。

（委 員）

今回の案件は、現況に合わせて、計画に基づくものなので基本的には賛成。整理番号2番は市街化区域に編入予定とのことだが、変更区域の形が決まった経緯を教えてください。所有者の土地区分でこのように決まっているのだろうかと思うが。

（事務局）

現況の写真を見てもらうと分かるが、この地域は既に民間で開発が進んでいる。

（関係課）

区域界の設定については、基本的な考え方として、まず地形・地物で設定する。地形・地物が無ければ、筆界・字界になることもある。区域の設定については、新規に開発を行って市街化を図っていくところは、いたずらに広げるのではなく、具体的な開発計画がある区域について設定している。

（委 員）

今回の市街化区域に編入する部分は開発計画がある地域ということか。

（関係課）

今回の市街化区域に編入する部分については、具体的な開発計画がある。

（委 員）

計画があるから、この部分で線を引いたということか。資料に載せている写真は変更区域の写真ではなく周辺部の写真なのか。

（事務局）

いずれも変更区域内の現況写真。

(委員)

航空写真が古いということか。現在はだいぶ建物が建っているということか。

(事務局)

航空写真は古いものである。民間主導で開発が進んでいるところ。

(委員)

分かった。写真のような団地開発の区域で変更するということか。

(会長)

今の関連で、整理番号2番の変更区域の上に建物が建っているようだが、そこは今回含まれないのか。従来のまま残すということか。

(事務局)

今回はあくまでも計画的な市街地整備を進められる範囲を変更するもので、既存の集落地については市街化調整区域のまま残る形になる。

(委員)

前回の審議では廃棄物埋立場やゴルフ場が問題になったが、ゴルフ場に隣接するところを市街化区域に編入した後はどうなるのか。ゴルフ場を維持管理するための農薬等が影響する可能性があると思うが。

(事務局)

農薬の問題については前回資料提供したが、別部署、別制度で管理されている。

(委員)

このような場所の周辺は市街化調整区域のほうが良いと思う。既存住宅が近くにあるので仕方ないと思うが、開発をしていく時に住居やモールを作っていくにあたり、場所的に配慮をするべきではないか。既存のものは動かさないで、その周辺は市街化調整区域がベターだと思う。

(事務局)

ご意見として承る。

(委員)

もう一つ、整理番号15番について、総合公園全体を市街化区域に編入するにあたり、南の森林は民有林なので可能ということだが、編入後、どのように開発なり管理をしていくのか。例えば自然公園地域とすることは考えられないのか。

(事務局)

この森林は既に公園の一部として管理されている部分である。

(委員)

それが市街化区域に編入された場合に、今後どのように維持管理・開発されていくのか。

(事務局)

市街化区域に編入されても管理が変わるわけではなく、森林法は適用される。森林のまま公園の一部となっているところであり、宗像市はこの森林の開発は今までは考えていないと聞いている。

また、自然公園という形での管理がよいのではないかとのご意見だが、宗像市は特にそこまで考えていないと思われる。

今回は地域一帯について用途地域の指定を行うことで建築物の規制を統一する狙いであり、ここで何か新しいことを今すぐやろうというものではない。

(会長)

その他、何か意見等ないか。よろしいか。それでは特にないようなので、案のとおり決定することが適当であるということではいかがか。

(委員一同) (異議なし)

(会長)

それでは異議がないので、この変更案については、案のとおり変更することが適当であるという旨を審議会の意見としたい。なお、審議の中で出た色々な意見は、今後とも考慮してほしい。

○議題2 その他

(会長)

次に、議題2のその他について、こちらからは特にないが、何かないか。よろしいか。

それでは、最後に事務局から福岡県国土利用計画の改定について報告があるので、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

昨年7月、委員を訪問のうえ、「福岡県国土利用計画(第四次)」の改定が必要かどうか、意見を伺った。本日は、本計画の改定の有無について、県における検討の経緯とその方針を報告する。

検討のポイントは2点、「現行の第四次県計画と新しい第五次全国計画との間で整合性が取れているかどうか」と、「本県が独自に追加すべき事項はないか」に絞った。

1点目の「第五次全国計画との整合性」について、同計画で示された「土地利用の基本方針」とほぼ同様の内容が、現行の第四次県計画の中に既に盛り込まれていることから、「概ね整合性は取れている」との判断をいただいた。

また、2点目の「本県が独自に追加すべき事項」についても、現在の土地利用動向を踏まえた上で「現時点では特に見当たらない」との判断をいただいた。

いただいた意見と、改定が具体に進んでいる他道府県の改定内容なども確認しながら、最終的な本県の対応方針について知事と協議を行った結果、知事は、「改定はせず」、「現行の第四次県計画を継続する」と判断したことを、報告する。

今後、土地利用の動向に大きな変化が見られれば、それに応じた計画の見直しを行うこととなる。その際、改定の必要性について意見を伺うことになるかと思うが、今後もご協力願いたい。

(会 長)

今の点について、何か質問等ないか。よろしいか。

○閉 会